

2 著名人に対する誹謗中傷

当たり前のことですが、著名人も私たちと同じ人間です。自分に対する誹謗中傷を見れば、同じように傷つきます。「著名人だから我慢すべき」や「批判の意見を書いただけ」といった言い訳は通用しません。

SNS 等での誹謗中傷による損害賠償請求



テレビなどでの言動が気に入らないと思っていた著名人の悪口をネット上で見つけ、再投稿したり拡散したりしたところ、同じような悪口や嫌がらせの投稿が広まっていきました。

虚偽の投稿によって名誉を傷つけられたとして、最初に投稿した人だけでなく、再投稿・拡散した人も訴えられ、損害賠償を請求されました。



コラム COLUMN

アスリートに対する誹謗中傷等

オリンピックやワールドカップなど、アスリートの活躍が大きく報道される一方で、アスリートに対する誹謗中傷が深刻な問題となっています。誹謗中傷の内容は、アスリート個人の能力を非難するものや、性別や国籍・人種等に関する差別的な内容など様々であり、その投稿をした動機についても、アスリートやスポーツ界を応援するためなど、決して悪意によるものではない場合もあります。しかし、どのような理由であっても、その投稿がアスリートの心身を深く傷つけ、スポーツ界にとって大きな損失につながることを忘れてはいけません。

また、アスリートの写真や動画を使用した性的な言葉や画像等の投稿も、アスリートを傷つける深刻な問題となっています。

そして、これらの被害は有名アスリートに限ったことではありません。中高生においても、部活動や大会といった場面で、同様の被害が発生していることに注意が必要です。

匿名だからって・・・

対面や実名では言えないようなことでもインターネット上では言えたり、ついつい攻撃的な言葉を使ってしまうたりすることはありませんか？インターネットでは、利用するときは匿名に見えていても、実際には投稿の発信者を特定できる仕組みがあり、悪質な誹謗中傷などの投稿を行った場合、民事上・刑事上の責任を問われる可能性があります。



気をつけるのは自分の投稿だけではありません

自分の書き込みは誹謗中傷の内容ではないからといって、安心してはいけません。一つ一つは誹謗中傷に見えない言葉でも、複数の書き込みが積み重なると深刻な誹謗中傷になり得ることに注意が必要です。



法整備も進められています

悪質な誹謗中傷を抑止し、また、そのような行為に厳正に対処するため、公然と人を侮辱した行為に適用される「侮辱罪」の法定刑が、令和4年7月から「1年以下の懲役若しくは禁固若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げられました。

SNS などにおける書き込みも、内容によっては侮辱罪による処罰の対象となる可能性があることに注意が必要です。

また、令和4年10月から「改正プロバイダ責任制限法」が施行され、SNS等で誹謗中傷の投稿をした者の情報開示の裁判手続がより簡易になりました。



詳細は以下 HP をご覧ください。

法務省 HP

インターネット上の人権侵害を
なくしましょう

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>



3 個人情報拡散

インターネット上に投稿した写真や動画から、写っている人の名前や住所、通っている学校や生活範囲などが、全く知らない人に知られてしまうケースが発生しています。事件やトラブルに巻き込まれないために、投稿の際には十分注意しなければなりません。

投稿から個人が特定されたことによる被害



自宅で友人と撮影した写真を、友人グループ限定で公開している SNS へ投稿しました。後日、別の SNS 上に、全く知らないアカウントから、その写真が名前や学校名とともに投稿され、その後、嫌がらせや誹謗中傷の書き込みが寄せられるようになりました。友人の一人が、写真を誰でも見ることのできる他の SNS に投稿し、写り込んでいる制服や学校のかばんから、個人情報が特定されてしまったのです。



コラム COLUMN

個人の特定を招かないために

仮に位置情報をオフにして撮影した写真だとしても、例えば、次のような情報をつなぎ合わせることで、投稿者への接触が可能になる場合があるため、インターネット上に写真を投稿する際には注意が必要です。

- ・制服や学校で撮った写真⇒名前や学校・学年など
- ・利用しているお店の情報⇒住んでいる地域や生活範囲など
- ・投稿日時⇒生活習慣やスケジュールなど
- ・写り込んでいる建物や風景⇒住んでいる地域や生活範囲、名前など
- ・天気、地震、電車の遅延情報⇒住んでいる地域や生活範囲など
- ・自宅から見える風景や室内の写真⇒住所や名前など



人の名誉を傷つけたことによる損害



高校入試において受験生がカンニングをしたという報道がありました。実名は報道されず、SNSでは犯人探しが過熱していました。たまたま知人が同じ高校を受験していたので、匿名だからと面白半分で、その知人の氏名と中学校名を挙げて、「この人がカンニング犯です。」とSNSに投稿したところ、犯人が特定されたとして広く拡散されてしまい、知人の中学校には、知人を非難する電話が殺到しました。

後日、その知人は、弁護士を通じて自分が投稿者であることを特定し、うその投稿で精神的苦痛を受けたとして、親に多額の損害賠償を請求してきました。



コラム
COLUMN

名誉を傷つける情報の投稿・拡散

インターネット上には様々な情報があふれており、中には不確かな情報や間違った情報も数多くあります。だからといって、わざと間違った情報を発信することが許されているわけではありません。うその情報を発信したことで、人の名誉を傷つけ、財産的な損害や精神的苦痛を与えた場合には、発信者が罪に問われたり、損害賠償を請求されたりする可能性があります。

また、間違った情報が再投稿・拡散された場合、投稿者だけでなく、再投稿や拡散をした人も罪に問われたり、損害賠償を請求されたりする可能性があります。

「〇〇が駅前のコンビニで万引きをしたらしい」、「この前のテストで□□がカンニングをしたらしい」といった情報は、すぐにみんなと共有したいと考えてしまいがちです。ですが、いったん立ち止まって、「その情報は本当に正しいのか」、「本当に広く共有すべきか」、「その情報を広めることによって不利益を受ける人がいるのではないか」をしっかりと考えた上で行動するようにしましょう。



身近に起こっているトラブルの事例です。

4 性犯罪・児童ポルノ・リベンジポルノ

SNS 等を経由して知り合った人により、トラブルに巻き込まれ、犯罪にまで発展してしまうケースもあります。被害者は長期間にわたり精神的苦痛を感じ、平穏な生活が脅かされています。

性犯罪被害



たとえば

SNS を通じて成人男性と知り合い、いろいろな話を聞いてもらううちに親しくなりました。その後、男性から「会いたい」と言われたので、実際に会うことになりました。そして、彼の車でドライブに行ったのですが、人気のないところに連れて行かれ、無理矢理わいせつな行為をされました。



児童ポルノ被害



たとえば

あるバンドのファンの交流サイトで知り合った人から、裸の写真を送ってくれたらライブのチケットを譲ってあげると言われました。どうしてもライブに行きたくて、裸の写真を撮って送りましたが、その後すぐに相手と連絡がとれなくなって、結局チケットは手に入りませんでした。しばらくして、その人が児童ポルノの犯罪で摘発されたことを知りました。



解説

児童ポルノの所持・製造・提供は犯罪です！

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（いわゆる「児童買春・児童ポルノ禁止法」）においては、18歳未満の者の性的な写真や動画など（児童ポルノ）を所持することや製造すること、提供することなどが禁止されており、違反した場合には、懲役や罰金といった重い罰則が科せられることになります。

リベンジポルノ被害



交際していた彼氏に、裸の写真を撮らせてほしいと言われて、そのときはラブラブだったので言われるままに撮らせてしまいました。その後、彼氏と大げんかして別れることになり、しばらくして、当時彼氏に撮らせた自分の裸の写真がネット上で公開されていることがわかりました。



解説

リベンジポルノは犯罪です！

「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（いわゆる「リベンジポルノ防止法」）においては、性的な画像等を本人の許可を得ずにインターネット上などで公表することや、公表させることを目的として第三者に提供することなどが禁止されており、違反した場合には、懲役や罰金といった重い罰則が科せられることになります。

コラム COLUMN

SNSへの書き込みを発端とする 凶悪事件が発生！

SNSに悩みを投稿した若者を言葉巧みに誘い出し殺害したとみられる、極めて残忍で凶悪な事件が発生しました。SNSに書き込んだ悩みをきっかけに、「悩みを聞くから会おう」などと言って誘い出すような情報には十分に注意しましょう。

いじめや虐待などのお悩みは、法務局の窓口（p.22）でもご相談を受け付けています。

